

## (参考) 消防救急無線で使用するチャンネルの種類と数

アナログ方式					デジタル方式				
名称	割当可能なチャンネル数	割当てられるチャンネル数	実装数		名称	割当可能なチャンネル数	割当てられるチャンネル数	実装数	
			基地局	移動局				基地局	移動局
全国共通波	3	3	3	3	統制波	3	3	3 (切替え可)	3
県内共通波	7	1 (都道府県で繰返し利用)	1	1	主運用波	7	1 (都道府県で繰返し利用)	1	1~7 注
活動波	各消防本部の管轄人口又は消防車・救急車台数に基づき割当		各消防本部の実情による	全波	活動波	各消防本部の消防ポンプ車・救急車台数に基づき割当		各消防本部の実情による	全波

注: 電波法関係審査基準(平成13年1月6日総務省訓令第67号)において、『デジタル共通用の周波数にあっては、広域応援活動等を踏まえ、特に必要が認められる場合は、他の都道府県に指定される主運用波を認めることとし、当該周波数に「この周波数の使用は、広域応援又は救援時に限る。」旨の附款が付されているものであること』と規定されている。